

○生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

(1) 生駒市教育委員会事務局組織規則新旧対照表(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)(第1条関係)

現行			改正案		
(内部組織) 第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。			(内部組織) 第2条 事務局の内部組織は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。		
部名	課名	係名	部名	課名	係名
教育部	教育総務課	庶務係 学務係	教育部	教育総務課	庶務係 学務係 <u>新しい</u>
	学校給食センター	給食係		学校給食センター	<u>学校づくり係</u> 給食係
	教育指導課	指導係		学校支援課	支援係
	教育政策室	教育政策係		教育政策室	教育政策係
	幼保こども園課	保育幼稚園係		幼保こども園課	保育幼稚園係 <u>整備係</u>
	こども園準備室	施設整備係		児童総務課	庶務給付係 学童係
	児童総務課	庶務給付係 学童係		生涯学習部	生涯学習課
生涯学習部	生涯学習課	生涯学習係 文化振興係 青少年係	図書館	図書館南分館	図書館係 鹿ノ台図書室係 市史編さん係
図書館	図書館係 鹿ノ台図書室係 市史編さん係	図書館	図書館	図書館北分館	図書館係
図書館南分館	図書館係	図書館北分館	図書館係	生駒駅前図書室	図書館係
図書館北分館	図書館係	生駒駅前図書室	図書館係	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設係
生駒駅前図書室	図書館係	スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設係		
スポーツ振興課	スポーツ振興係 施設係				
(補助執行) 第17条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、生駒市コミュニティセンターの定例的な管理(使用の許可を含む。)及び運営に関する事務をダイバーシティ推進プラザの職員に補助執行させるものとする。					
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		

1 教育部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること。 (10) 学校施設の設備、変更及び廃止に関すること。 (11) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。 (12) 通学路の安全対策に関すること。 (13) その他学校施設に関すること。 (14) 教育行政に関する相談に関すること。 (15) 事務局、部及び課の庶務に関すること。

1 教育部

課名	係名	事務分掌
教育総務課	庶務係	(1) 教育長及び教育委員の秘書事務に関すること。 (2) 教育委員会の会議、記録及び運営に関すること。 (3) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。 (4) 事務局職員の任免その他人事に関すること。 (5) 証書及び公印の保管及び文書事務に関すること。 (6) 儀式及び賞罰に関すること。 (7) 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 (8) 関係機関との連絡調整に関すること。 (9) 学校施設の建設計画及び安全対策に関すること(新しい学校づくり係の所管に係るものを除く。) (10) 学校施設の設備、変更及び廃止に関すること(新しい学校づくり係の所管に係るものを除く。) (11) 学校の用に供する教育財産の管理及び処分に関すること。 (12) 通学路の安全対策に関すること。 (13) その他学校施設に関すること(新しい学校づくり係の所管に係るものを除く。) (14) 教育行政に関する相談に関すること。 (15) 事務局、部及び課の庶務に関すること。

		(16) 部内の他課の所管に属さないこと。			(16) 部内の他課の所管に属さないこと。	
	学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害救済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) その他学校教育に関すること（<u>教育指導課</u>の所管に属するものを除く。）。</p>		学務係	<p>(1) 学齢児童及び生徒の就学及び出席の督促並びに就学の猶予及び免除に関すること。</p> <p>(2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。</p> <p>(3) 教職員の任免その他人事に関すること。</p> <p>(4) 学級編制に関すること。</p> <p>(5) 教科書の給付に関すること。</p> <p>(6) 学校の管理運営に関すること。</p> <p>(7) 教職員、児童、生徒等の健康管理及び福利厚生に関すること。</p> <p>(8) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 災害救済給付、学校災害賠償補償保険等に関すること。</p> <p>(10) <u>公立学校職員共済組合に関すること。</u></p> <p>(11) その他学校教育に関すること（<u>学校支援課</u>の所管に属するものを除く。）。</p>	
				<u>新しい学校づくり係</u>	<p>(1) <u>生駒市立生駒南小学校及び生駒市立生駒南中学校の整備に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生駒市立生駒小学校分校及び生駒市立生駒中学校分校の整備に関すること。</u></p>	
学校給食センター	給食係	<p>(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>(2) 学校給食センター運営協議会に関すること。</p> <p>(3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。</p>		学校給食センター	給食係	<p>(1) 学校給食事業の企画及び運営に関すること。</p> <p>(2) 学校給食センター運営協議会に関すること。</p> <p>(3) 献立の作成及び栄養価計算に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (4) 給食材料の購入計画に関する事 (5) 給食材料の検査及び保管に関する事 (6) 調理の指導に関する事 (7) 学校給食センターの管理運営に関する事 (8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則(平成28年3月生駒市規則第10号)第2条に掲げる事務のうち、学校給食費の徴収及び収納に関する事 (9) その他学校給食に関する事 			<ul style="list-style-type: none"> (4) 給食材料の購入計画に関する事 (5) 給食材料の検査及び保管に関する事 (6) 調理の指導に関する事 (7) 学校給食センターの管理運営に関する事 (8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則(平成28年3月生駒市規則第10号)第2条に掲げる事務のうち、学校給食費の徴収及び収納に関する事 (9) その他学校給食に関する事
<u>教育指導課</u>	<u>指導係</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の研究、指導及び助言に関する事 (2) 学校経営の管理、指導及び助言に関する事 (3) 教育課程、<u>学校指導及び生徒指導</u>に関する事 (4) <u>就学指導</u>に関する事 (5) 教育支援委員会に関する事 (6) 青少年相談に関する事 (7) 教育相談に関する事 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関する事 (9) いじめ問題対策連絡協議会に関する事 (10) いじめ防止等対策審議会に関する事 (11) 教科用図書、教具等の選定採決に関する事 (12) 教育研究資料の編集等に関する事 (13) 教職員の研修に関する事 (14) <u>公立学校職員共済組合</u>に関する事 	<u>学校支援課</u>	<u>支援係</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の研究、<u>支援</u>、指導及び助言に関する事 (2) 学校経営の管理、<u>支援</u>、指導及び助言に関する事 (3) 教育課程、<u>学校の支援及び指導並びに生徒指導</u>に関する事 (4) <u>就学支援</u>に関する事 (5) 教育支援委員会に関する事 (6) 青少年相談に関する事 (7) 教育相談に関する事 (8) 学校教育に係る人権教育の推進に関する事 (9) いじめ問題対策連絡協議会に関する事 (10) いじめ防止等対策審議会に関する事 (11) 教科用図書、教具等の選定採決に関する事 (12) 教育研究資料の編集等に関する事 (13) 教職員の研修に関する事 (14) その他学校教育の支援及び指

		<u>ること。</u> <u>(15) 放課後こども教室に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(16) その他学校教育指導に関する</u> <u>こと。</u> <u>(17) 課の庶務に関すること。</u>			<u>導に関すること。</u>
教育政策室	教育政策係	(1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (2) 教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。 (3) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 イ 総合教育会議に関すること。	教育政策室	教育政策係	(1) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (2) 教育改革の推進に係る企画、調整及び運営に関すること。 (3) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。 イ 総合教育会議に関すること。 <u>(4) コミュニティ・スクールに関する</u> <u>こと。</u> <u>(5) 課の庶務に関すること。</u>
幼保こども園課	保育幼稚園係	(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。 (2) 園児の入退園事務に関すること。 (3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。 (4) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。 (5) 教職員の人事に関すること。 (6) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。 (7) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。	幼保こども園課	保育幼稚園係	(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。 (2) 園児の入退園事務に関すること。 (3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。 (4) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。 (5) 教職員の人事に関すること。 (6) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。 (7) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。

	<p>(8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 特定教育・保育施設、特定地域型保育等及び特定乳児等通園支援の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>ウ 施設型給付費、地域型保育給付費、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に関すること。</p> <p>エ 地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可に関すること。</p> <p>オ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関すること。</p> <p>カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>キ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。</p> <p>ク 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>ケ 私立幼稚園に関すること。</p> <p>コ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関すること。</p> <p>サ 保育所運営委員会に関すること。</p> <p>(9) 課の庶務に関すること。</p>		<p>(8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>イ 特定教育・保育施設、特定地域型保育等及び特定乳児等通園支援の利用に係る支給認定に関すること。</p> <p>ウ 施設型給付費、地域型保育給付費、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給に関すること。</p> <p>エ 地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可に関すること。</p> <p>オ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認に関すること。</p> <p>カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の入退所に関すること。</p> <p>キ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。</p> <p>ク 特定教育・保育施設の保育料の賦課徴収及び収納に関すること。</p> <p>ケ 私立幼稚園に関すること。</p> <p>コ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関すること。</p> <p>サ 保育所運営委員会に関すること。</p> <p>(9) 課の庶務に関すること。</p> <p><u>(1) 市立保育所及び幼稚園のこども園への移行に係る企画及び調整に</u></p>
		整備係	

					<p><u>関すること。</u></p> <p><u>(2) 幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</u></p>
	こども園準備室	施設整備係	<p>(1) <u>市立保育所及び幼稚園のこども園への移行に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。</u></p>		
児童総務課		庶務給付係	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関すること。</p> <p>イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助</p>	児童総務課	<p>(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関すること。</p> <p>イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関すること。</p> <p>エ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助</p>

		産の実施に関する事 オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子及び父子の自立支援に関する事 (2) 課の庶務に関する事。			産の実施に関する事 オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子及び父子の自立支援に関する事 (2) 課の庶務に関する事。
	学童係	(1) 放課後児童健全育成事業に関する事。 (2) 学童保育運営協議会に関する事。		学童係	(1) 放課後児童健全育成事業に関する事。 (2) 学童保育運営協議会に関する事。
2 略			2 略		

(2) 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(スポーツ振興課長の専決事項)</p> <p>第11条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関する事。</p> <p>(2) 社会体育施設の使用許可に関する事。</p> <p>(3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンター及び生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関する事。</p> <p>(5) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。</p> <p>(ダイバーシティ推進プラザ所長の専決事項)</p> <p>第15条 <u>ダイバーシティ推進プラザの職員に補助執行させる生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務に関してダイバーシティ推進プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>生駒市コミュニティセンターの使用許可に関する事。</u></p> <p>(2) <u>生駒市コミュニティセンターの休館日及び使用時間の変更に関する事。</u></p> <p>(3) <u>生駒市コミュニティセンターの入館の制限に関する事。</u></p>	<p>(スポーツ振興課長の専決事項)</p> <p>第11条 スポーツ振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校体育施設の開放に係る使用許可に関する事。</p> <p>(2) 社会体育施設の使用許可に関する事。</p> <p>(3) 社会体育施設の休館日、休場日及び使用時間の変更に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習施設(生駒駅前図書室を除く。次号において同じ。)の使用許可に関する事。</p> <p>(5) 生涯学習施設の休館日及び使用時間の変更に関する事。</p>

